

出雲市芸術文化推進指針の策定について

令和3年度12月議会で報告しました出雲市芸術文化推進指針(素案)について、令和4年2月7日出雲芸術文化振興会議から同推進指針(案)の報告があり、この報告を尊重し、下記のとおり策定しましたので報告します。

記

1. 策定の経過

- | | | | |
|------|--------|----------------------------|----------------|
| 令和2年 | 9月 | 第1回出雲芸術文化振興会議 | 全体計画説明など |
| | 12月～1月 | 市民・文化団体アンケート実施 | |
| 令和3年 | 3月 | 第2回出雲芸術文化振興会議 | アンケート結果報告、事業検証 |
| | 6月 | 議会へ策定スケジュールの説明 | |
| | | 第3回出雲芸術文化振興会議 | |
| | | 事業検証、(仮称)第3次指針案検討 | |
| | 9月 | 第4回出雲芸術文化振興会議 | (仮称)第3次指針案検討 |
| | 11月 | 第5回出雲芸術文化振興会議 | 推進指針(素案)検討 |
| | 12月 | 議会へ推進指針(素案)の説明 | |
| | | パブリックコメントの実施(12月10日～1月10日) | |
| | | (意見提出者2名・意見数6件) | |
| 令和4年 | 1月 | 第6回出雲芸術文化振興会議 | |
| | | パブリックコメント結果報告、推進指針(案)検討 | |
| | 2月 | 出雲芸術文化振興会議から報告 | |
| | | 市において推進指針策定 | |
| | 3月 | 議会へ推進指針策定の報告 | |

2. 指針について

(1) 策定の趣旨

本市は、心の豊かさが真に実感できる「芸術文化の都出雲」の創造を目指し、平成17年6月に、芸術文化の振興の基本理念と、芸術文化のまちづくりに関する基本的な事項を定める「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」を制定しました。

この条例を具体化し、本市の芸術文化に関する施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示すものとして、出雲市芸術文化推進指針を策定するものです。

(2) 計画の期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)までの5年間

(3) 指針の概要

出雲市芸術文化推進指針 別添

【骨子】

- ① 指針の基本的な考え方
趣旨、位置づけ、期間、芸術文化の範囲
- ② 本市の芸術文化活動の現状と課題
- ③ 芸術文化振興の基本的方向
基本目標、芸術文化振興の視点
- ④ 芸術文化振興の方策と主な取組内容
本市ならではの芸術文化活動の促進、文化を育む環境づくり
- ⑤ 推進体制
推進体制、機能強化

【素案からの変更点等】

- 1) 推進指針の副題を「～こころ豊かな未来に向かって～」に変更しました。
[変更前] 「観て触れて感じる楽しさ～未来へ繋ごう! 今輝いて～」
- 2) パブリックコメントによる推進指針の変更はありません。参考のとおり

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
1	Ⅱ. 出雲市の芸術文化活動の現状と課題		1	当素案については市民の意見や現状を考慮するなど、よく練られたものと一定の評価を致します。現状の把握と課題についての考察は継続し、市民の意見を取り入れながら変化させていく必要があります。	今後も市民の意見の把握に努めていきます。
2	Ⅲ. 芸術文化振興の基本的方向	2. 芸術文化振興の視点	1	【芸術文化の必要性の再認識】 芸術文化がなぜ必要なのか、資産的や教育、観光、経済、人口問題などより広い範囲で再認識し、課題と展望を長期的な視点で再定義・発信する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 本指針は、芸術文化振興そのものの振興にとどまらず、関連分野(観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等)を視野に入れた総合的な芸術文化政策を展開するとともに、芸術文化により生み出される様々な価値を芸術文化の継承、発展及び創造に活用しようとするため、「出雲市芸術文化振興指針」から「出雲市芸術文化推進指針」へ名称変更し、策定します。 具体的には、芸術文化によるまちづくりや観光・産業等の関連分野との連携の視点を持って取り組めます。 本指針の期間は、国計画と同じ期間(5年)とし、令和4年度から令和8年度までの5年間としています。
3	Ⅳ. 芸術文化振興の方策と主な取組内容	1. 出雲市ならではの芸術文化活動の促進	1	【出雲総合芸術文化祭の課題】 現状として中心となっており、統括された文化祭の体裁が取れておらず、各団体が施設や企画が乱立している為、文化祭独自の企画として期間を圧縮、文化祭がより独立したものととして運営・企画されるべきだと思います。	本市では、「本物志向と住民参加」をテーマに、市、出雲市芸術文化振興財団、市民、文化団体などにより、芸術文化の様々な分野の催しが年間を通して開催されることについて、「出雲総合芸術文化祭」の名を冠しています。
4	Ⅳ. 芸術文化振興の方策と主な取組内容	1. 出雲市ならではの芸術文化活動の促進	2	【出雲芸術アカデミーの問題】 組織名称から芸術全般の教育機関という誤解を招く。実際には音楽に特化した組織であるため、「出雲音楽アカデミー」など誤解のない組織になるか、芸術分野全般を網羅できる組織となるかが課題とされています。	出雲芸術アカデミーは、「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」に規定し、青少年の芸術文化活動の充実のため創設したものです。さらに「出雲市芸術文化振興指針」において、「音楽のまち出雲」を推進する上で、重要な事業に位置付けています。なお、名称変更の考えはありません。ご意見は参考とさせていただきます。
5	V. 推進体制	1. 芸術文化振興推進体制	1	【各分野での予算的、権利的なバランスと配分についての見直しは可能なのか?】 音楽(吹奏楽・合唱など)や文化財など配分の大きな分野と、その他のメディア芸術、地元の関係者(創作者、演者、プロデューサー等)など弱い分野に対しての不均衡を適正に是正する場合は、各団体や組織の反発を調整していく意思があるかが不明確です。	本市は、芸術文化振興施策を総合的、重点的に推進するため、市関係各課と相互に連絡調整を図るとともに、広く市民の創意を反映させるよう努めます。

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
				<p>結論から言えば、とてもよかったです。おそらく市の職員さんが、大変ご苦労をされながら、制作されたものと推察いたします。少子高齢化が進む中、色々な分野で後継者を育てることの重要性は実は喫緊の課題であります。私の経歴を踏まえて意見を述べさせていただきます。私は、全国大会まである絵画と書道の児童作品展の審査会に必ず同席し、審査員から入賞するためにはどのようなことが必要かも教わりました。そんな中で入賞する児童の学校が偏っているのに気が付き、その学校の校長先生に話を伺うと、「熱心な美術の先生が赴任してこられて」という答えが返ってくるが多かったです。</p> <p>あれから10年以上が経過して、昨年急遽税務署のポスターと書道の入賞者表彰に出雲市内の小学校を廻ることになった。そして校長先生とお話をすると、「熱心な先生が来られまして」という答えを頂いた。やはり基本は変わってはいなかった。</p> <p>出雲芸術アカデミーの主催する、出雲音楽コンクールでも声楽部門では同じような傾向がみられます。学校の指導する先生によって温度差が生じるのは決して好ましいことではありません。児童はどんな才能を持っているかは自分では気づかないことの方が多いのです。その才能をいち早く見出して伸ばしてあげることが出来れば、そういう子供たちの中から地域の芸術、文化を担っていったくれる人材が育ってくる可能性もでてくるかもしれません。</p> <p>問題はそういう才能ある子どもたちが中学、高校あるいはその先へと進んでいった時にそのまま終わらせるのではなく、伸ばしてやってももらえる環境の整備こそが望まれるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば音楽の演奏家を目指す児童が、全国大会まであるコンクールに出場するとなると、県予選、本選(ほとんど県外)全国大会(東京)、これらの参加費(いずれも万単位)、伴奏者を含んだの旅費交通費、宿泊費、伴奏者へのお礼などが必ず必要になります。学校の部活なら自治体からの補助もあるでしょうが、個人では1円の補助もありません。仮にこういう児童が条例の第10条に出てくる出雲芸術アカデミー(以下アカデミー)に在籍していたとしても、その費用を負担して送り出せるほど、アカデミーに潤沢な資金があるとは思えません。才能のある児童が、経済的な理由によって夢や希望を閉ざされることになれば、これから先優秀な指導者を育成するなど、夢物語だと思っても良いでしょう。</p> <p>もう少し付け加えさせて下さい。何年か前に出雲フィルの練習に同席させて頂いたことがあります。この時芸術監督さんが高校生の演奏者に将来何になりたいかという質問をしました。帰ってきた答えは、医者、弁護士、最後にやつと音楽の先生。この答えは概ね親の職業や希望を反映させているように私は思えました。(以前玉造厚生年金病院に入院中に、医者と看護師で弦楽アンサンブルが出来て、入院患者さんむけにコンサートも開催されていました)もちろん将来プロの演奏家を目指して頑張っている生徒たちもいることを私は知っています。ただそういう生徒たちを援助して育成し、場合によってはそれを生活していけることを担保しなければ、やはり音楽や芸術は金持ちの子息や子女のものと思われれば仕方ないでしょうし、優秀な指導者の確保は難しいでしょう。</p> <p>以上のことを踏まえて提言したいことは、これらの条例を強かに押し進めていくために条例第9条(前略)幼少時の段階から広く市民の啓発に努め、専門家の養成・確保に配慮していくものとします。というものに第3条のように「推進」の文字を加え、「配慮し推進していくものとす。」としていただけると大変うれしく思います。</p> <p>そして一番大事なことです。この条例案が確実に実行されるよう、第11条で云う出雲芸術文化振興会議を置くものとします。というその会議にはどんな人たちが入られるかは分かりませんが、単に条例の協議・検討だけではなく、その進捗状況などを精査し、その内容について改善などを市長に提言できるものとします。という文言を付け加えるべきと考えます。</p> <p>条文にいくら美辞麗句を散りばめてみてもその内容が、実際に実施されなければ、それは市民に対する空手形というものです。</p> <p>条例は、法の両面拘束性を持ち出すまでもなく、実施に当たっては両者にとつて確実な約束手形でなくてはなりません。これは是非とも明文化して条例につけ加えてください。この素晴らしい条例案をよりしたしかなものにする為にも。</p> <p>蛇足ながら、この条例をより推進していく一つの方法として、平田文化館は指定管理者制度で出雲市芸術文化振興財団(出雲芸術アカデミー)に運営させるのが望ましいと思います。運営費の削減だけでなく、企画、営業力ともに今よりは良くなると思いますし、有能な人材発掘の拠点ともなりうる可能性もあります。ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>条例は、参考資料として掲載したものです。 ご意見は参考とさせていただきます。</p>